

烏川寺尾地区における不法耕作地対応について

住野 容子¹・松村 卓海

¹高崎河川国道事務所 河川管理課 (〒370-0841 群馬県高崎市栄町6-41)

利根川水系烏川沿川の高崎市寺尾地区では、河川内の国有地において、長期にわたり広い範囲で不法耕作が行われ、農具小屋や農機具等の工作物が設置されていた。この状況を是正するため、簡易代執行及び塵芥処理を実施し原状回復を行った。2024年6月から2025年4月にかけて、物件調査、行為者調査、地元および行為者への説明、簡易代執行物件の判定、警告、公告、物件撤去および保管を実施したので、一連の対応を報告する。

キーワード 不法占用、不法耕作、簡易代執行、コスト縮減

1. 不法耕作地対応に至る経緯

河川内の国有地を排他的・独占的に使用したり、工作物を設置する場合には、河川法に基づく占用許可が必要である。

戦後の食糧危機を背景に、旧河川法下では河川敷での耕作が認められる場合があったが、1965年施行の新河川法では、個人の田畑の占用は認められていない。

高崎市寺尾地区の河川内国有地の一部では、旧河川法時代から耕作が行われ、当時占用許可を受けていた者も存在した。新河川法施行後の経過措置による占用許可を受けていた者も存在したが、2011年を最後に占用許可申請が途絶えた。以降新たな耕作者の出現もあり、約55,000㎡が不法占用状態となっていた(図-1)。

不法耕作への対応を検討していたところ、当該地を近隣で実施している築堤事業に用いる土を採取する場所として活用することとなった。これに伴い、河川工事のスケジュールに支障が生じないように、2025年当初までに一帯の不法耕作を是正することとした。



図-1 不法占用の状況

2. 不法耕作地対応

(1) 現地調査

円滑な不法耕作の是正には、現状を具体的に把握すること、対応方針を決めること、1年足らずの期間で是正するための所内体制を構築すること、トラブルや苦情を抑制する措置を講じ、必要な手続きや調整を滞りなく進めることが課題であった。

まず現状を具体的に把握するため、不法耕作地の工作物の把握と行為者の特定を目的として、現地調査を行った。工作物をリストアップし、現地の耕作者にヒアリングを行い所有者を特定するとともに、不法占用エリアを96区画に分け、写真を撮り、1区画ずつ記録書を作成した(図-2)(図-3)。

不法占用状態が長期化し、現地に数年以上放置されたと見られる工作物も多く、所有者の特定に至らない工作物が多数を占めた。

現地調査は2024年9月、2024年11月、2025年2月に行い、工作物の撤去状況を記録し、経過観察を行った。

(2) 簡易代執行の検討

現地調査と並行して対応方針を検討した。

所有者が特定できた工作物については所有者に自主撤去を促し、自主撤去されない場合は、河川法上の指示、監督処分を行っていく必要がある。

所有者が特定出来ない場合は、簡易代執行を検討する必要があった。簡易代執行とは、河川内に不法に設置された物件のうち、所有者が判明しないものについて、期限までに自主撤去されない場合に、河川管理者が撤去を行うものである。

2024年9月時点で、農具小屋や農機具等の工作物は422個確認された。すべての物件を簡易代執行対象物件とした場合、撤去費用は1,600万円以上が見込まれる量であった。

(5) 簡易代執行対象物件の判定

自主撤去により、2024年9月に422個あった工作物は2025年2月には218個に減少した。48パーセントが撤去されたことになる（図4）。

所有者不明の工作物も減少したが、多種多様であり、一つ一つの工作物を簡易代執行対象物件なのか廃棄物なのか判定することに苦慮した。

簡易代執行対象物件かどうかは、まず換価価値があるか、つまり売り払ってお金になるかどうかで判定する。換価価値のある物件は簡易代執行対象物件となる。換価価値のないものは、そのものが従前機能を有しているかどうか、有機能が無機能かで判定する。無機能であれば廃棄物となる。

今回の不法耕作地対応では、現地調査と耕作者からのヒアリングの結果、所有者不明で放置されており、運搬時に破損の可能性があるものは、有機能であっても廃棄物と判定し、撤去作業・運搬費用の縮減を図った。

例えば、現地ではバスタブが水槽として使用されていたが、穴があいておらず水が貯められれば有機能といえる。しかし、放置されていて劣化しているものは廃棄物と判定して、簡易代執行対象とはしなかった（図-5）。

廃棄物と判定することは、コスト縮減に資する一方、廃棄後に所有者が現れて財産権を主張される恐れがあるため、ヒアリングと経過観察の結果をもって合理性を担保した。

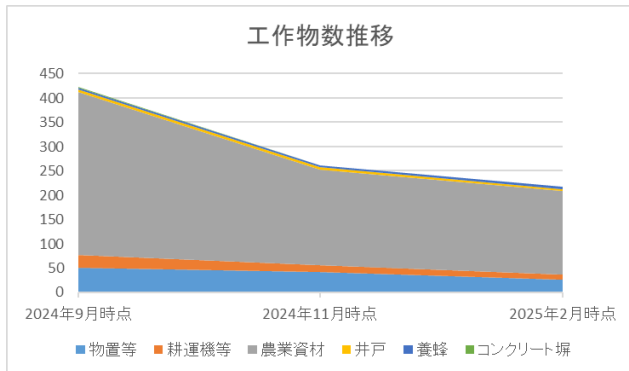


図4 工作物数推移



図5 廃棄物と判定した放置工作物

(6) 警告および公告

現地に残されている工作物には、期限までに自主撤去されない場合は河川管理者で撤去を行う旨の警告ラベルを貼付した。警告されている工作物がわかりやすいようにするため、一つ一つに貼付することとした。

河川法第75条第3項に基づき、2025年3月末までに、原状回復をして土地を明け渡すこと、工作物を撤去することを求める公告を行った。その後さらに自主撤去が進んだ。所有者が特定できている工作物は期限までにすべて撤去された。

(7) 簡易代執行の実施

簡易代執行対象物件は、最後まで所有者が判明せず、撤去されなかった農具小屋二棟と小屋の中に残されている農機具のみとなった（図-6）。2025年4月に実施した簡易代執行では、農具小屋の中にある農機具を運び出し、小屋を解体し、小屋自体の資材と中に入った農機具を河川外に撤去した。撤去した物件は、水防倉庫の敷地内にシートで保護して保管した（図-7）。

簡易代執行で撤去した物件については、河川法第75条第5項に基づき、返還の公示を行った。官報への掲載および現地に看板を設置したが、六ヶ月間所有者が現れなかったため、所有権は国に帰属し、保管している農具小屋の資材と農機具は廃棄処分を行うこととなった。



図6 簡易代執行対象物件



図7 簡易代執行実施状況

3. 成果

高崎市寺尾地区の不法占用は是正された（図-8）。簡易代執行は公告前の物件量から5日間かけて実施予定であったが、対象物件が減り作業日数は1日となった。当初の現地調査で1,600万円以上見積もっていた撤去費用は500万円程度に縮減できた。

コスト縮減した不法耕作地対応が、河川工事に間に合うスケジュールで、大きなトラブルなく行えた要因は、廃棄物判定の合理的拡大による簡易代執行対象物件の削減、課を超えて行った定例会議による迅速な意思決定、耕作者の理解と自主撤去を加速させた丁寧な説明にある。

特に、自主撤去の多さが大きな成功要因となった。過去に占用許可を受けていた耕作者の同意を先行して得たこと、自治体や市議会他関係者への事前説明で丁寧な運用方針を共有したこと、現地で対面説明を積み重ねたことは、協力的な耕作者の同調効果を促した。時間と労力をかけた丁寧な説明が、寺尾地区での合意形成と段階的な理解浸透につながり、不法耕作地対応の実効性を高めたといえる。

4. 今後の課題

今後の課題は、一つは、また耕作されないように管理することである。現在地元自治体に公園等として占用してもらおうように調整を行っている。

もう一つは、簡易代執行対象物件かどうか判定基準が

あるとよいことである。不法係留船については廃棄してよいか判定するチェックリストが存在し、ある程度誰もが同一の判定ができるようになっている。ところが、不法耕作地の物件には明確な基準がない。今回の不法耕作地対応では有機能の物件を廃棄物としたが、有機能の物件は簡易代執行対象物件とするべきとの意見もあった。不法耕作地には多種多様な工作物があり、個別の判定が必要ではあるが、少なくとも同種の対象物において、担当者の判断のばらつきが抑制できるような基準の存在が必要であると考えられる。



図-8 不法耕作地対応前後の様子